

## 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第3号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

### 1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組みを定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA等が農林中央金庫に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

### 2 平成26年6月25日変更の主な内容

平成26年6月25日開催の農林中央金庫通常総代会において、基本方針の変更が承認され、平成27年1月1日より適用されております。

これまでの経営健全化指導の取組みやJAバンクにおいて発生している事象等を踏まえ、引続きJAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、主に以下のとおり変更されています。

(1) 要改善 J A (経営点検基準) の早期解消

要改善 J A (経営点検基準) 指定後, 2年経過しても改善の目処が立たない J Aについて, レベル格付に指定する。

(2) 重大な不祥事に対する指導強化

役員が関与する等, ガバナンスに問題がある不祥事が発生した J Aについて, 要改善 J A (不祥事点検基準) を経ずにレベル格付に指定する。

以 上